別表十四（五）付表　記載要領

1　この表のⅠは、法人が令第123条の８第３項（第５号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）（特定引継資産から除かれる資産の範囲等）の規定若しくは同条第13項において準用する同条第３項の規定の適用を受ける場合若しくは連結法人が法第81条の３第１項（令第123条の８第３項の規定又は同条第13項において準用する同条第３項の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合又は法人が法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）による改正前の法人税法施行令（以下この号及び次号において「平成22年旧令」という。）第123条の８第２項（第５号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）（特定引継資産から除かれる資産の範囲等）の規定若しくは同条第12項において準用する同条第２項の規定の適用を受ける場合若しくは連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法」という。）第81条の３第１項（平成22年旧令第123条の８第２項の規定又は同条第12項において準用する同条第２項の規定により平成22年旧法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　この表のⅡは、法人が令第123条の９（特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例）の規定の適用を受ける場合若しくは連結法人が法第81条の３第１項（令第123条の９の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合又は法人が平成22年旧令第123条の９（特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例）の規定の適用を受ける場合若しくは連結法人が平成22年旧法第81条の３第１項（平成22年旧令第123条の９の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合に、令第123条の９第１項第１号若しくは平成22年旧令第123条の９第１項第１号に規定する時価純資産価額及び簿価純資産価額又は令第123条の９第７項第１号に規定する移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の算定の対象となる法人ごとに記載すること。

3　平成22年９月30日以前に行われた平成22年旧法第62条の７第１項に規定する特定適格合併等については、「支配関係発生日」とあるのは「特定資本関係発生日」と、「支配関係事業年度」とあるのは「特定資本関係事業年度」として記載すること。

別表十四の二の表中「

連結法人間の寄附金額	5

」を「

完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5

」に、「

連結所得金額仮計（別表四の二「33の①」）

」を「

連結所得金額仮計（別表四の二「35の①」）

」に、「

連結法人間の寄附金額 (5)

」を「

完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)

」に、「

連結法人間の寄附金額	33

」を「

完全支配関係がある法人に対する寄附金額	33

」に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表十四の二　記載要領

1　この表は、連結法人が法第81条の６（連結事業年度における寄附金の損金不算入）（租税特別措置法第68条の96第１項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の96の２第１項若しくは第２項（特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第84条（連結法人の特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の96の２第１項から第３項まで（特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び租税特別措置法第68条の88第３項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　平成22年９月30日以前に支出した寄附金の額については、「完全支配関係がある法人に対する寄附金額　(5)」、「完全支配関係がある法人に対する寄附金額　(5)　(23)」及び「完全支配関係がある法人に対する寄附金額　(33)」の各欄は、それぞれ「連結法人間の寄附金額　(5)」、「連結法人間の寄附金額　(5)　(23)」及び「連結法人間の寄附金額　(33)」として記載すること。

別表十六(一)の記載要領第九号㋑ロ及びハ中「(18)」を「(16)」に改める。

別表十六(六)の記載要領第二号中「又は適格事後設立」を「若しくは適格現物分配又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法第２条第12号の15（定義）に規定する適格事後設立」に改め、同様に号中「又は事後設立法人」を「若しくは現物分配法人又は事後設立法人」に改める。